

平成23年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年2月10日

判	決
原告	X 1
原告	X 2
原告	X 3
原告	X 4
原告	X 5
原告	X 6
被告	国

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告X 1、同X 4、同X 5及び同X 6に対し、それぞれ6 3 1万6 6 5 9円及びこれに対する平成20年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告X 2及び同X 3に対し、それぞれ3 1 5万8 3 2 8円及びこれに対する平成20年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告X 1、同X 4、同X 5及び同X 6に対し、それぞれ6 1 2万8

831円及びこれに対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 4 被告は、原告X2及び同X3に対し、それぞれ306万4415円及びこれに対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、亡A（以下「A」という。）の相続人である原告らが、Aの死亡によって開始した相続（以下「本件相続」という。）について相続税の申告（以下「本件各申告」という。）をし、その後滞納処分によって財産の差押えを受け、被告がその売却代金等の配当を受けたことについて、本件各申告の一部は錯誤に基づく無効なものであり、これを前提としてされた滞納処分も無効であるから、被告は法律上の原因なく配当を受けているとして、不当利得返還請求権に基づき、前記第1の請求記載の各金員の支払を求めている事案である。

- 1 前提事実（争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記しない限り枝番を含む。）

（1）当事者等

ア Aは、株式会社B（以下「B」という。）の代表取締役を務めていたところ、平成18年7月7日に死亡した。

イ 原告X1（以下「原告X1」という。）、同X4（以下「原告X4」という。）、同X5（以下「原告X5」という。）及び同X6（以下「原告X6」という。）は、いずれもAの子であり、本件相続に係る法定相続分はそれぞれ12分の1である。

原告X2（以下「原告X2」という。）及びX3（以下「原告X3」という。）は、いずれもAの孫であり、本件相続に係る法定相続分はそれぞれ24分の1である。

ウ Cは、Aの死亡当時の配偶者であり、その法定相続分は2分の1である。

Dは、Aの子であり（以下、原告ら並びにC及びDを併せて「本件相続人ら」という。）、その法定相続分は12分の1である。

（以上アからウまでにつき、甲7、8）

（2）納税申告

本件相続人らは、平成19年5月7日、旭税務署長に対し、相続税の申告書を提出した。ただし、Cは、同年4月22日に死亡したため、同人の唯一の相続人であるDが承継人として申告した。

上記申告書には、Aが死亡時においてBに対し12億1981万3781円の貸付金（以下「本件貸付金」という。）を有していた旨記載されており、原告らに係る相続税の申告額は、本件貸付金の存在を前提に計算されていた。

（以上につき、甲1）

（3）更正の請求等

ア 原告らは、平成19年9月4日、旭税務署長に対し、①相続財産として申告した枚方市 及び の土地の評価を誤ったこと、②申告後に遺産分割が一部確定したことにより、配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法19条の2）及び小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法69条の4）についての規定がそれぞれ適用されること、及び、③本件貸付金について相続開始日の金額を申告すべきところ、本件各申告では決算日のそれを記載していたことを理由として、本件各申告に係る相続税につき更正の請求をした（乙1）。

イ 旭税務署長は、平成19年9月28日付けで、原告らに対し、減額更正処分をした（甲2、乙2。本件各申告に係る相続税の課税の経緯は別紙「課税の経緯」記載のとおりである。）。

（4）滞納処分

ア 大阪国税局長は、平成20年4月10日までに旭税務署長から本件各申告に係る相続税につき徴収の引継ぎを受けた（弁論の全趣旨）。

イ 大阪国税局徴収職員は、国税徴収法に基づく滞納処分として、A名義の預貯金債権を差し押さえ、被告は、平成20年4月30日、原告X1、同X4、同X5及び同X6の相続分として各631万6659円の、原告X2及び原告X3の相続分として各315万8328円の、それぞれ配当を受けた（前記第1請求の1項及び2項の金額は、上記金額に対応している。甲9から15まで、弁論の全趣旨）。

ウ 大阪国税局徴収職員は、平成20年5月12日、国税徴収法に基づく滞納処分として、Cを除く本件相続人らの共有に係る不動産及びDの単独所有に係る不動産を差し押さえた（甲5）。

大阪国税局長は、平成21年12月8日、上記各不動産を公売に付し、被告は、その売却代金2億円のうち、本件各申告に係る相続税として1億3361万2695円の配当を受けた（前記第1請求の3項及び4項記載の金額は、公売に付された各不動産の固定資産評価額に基づいて、上記配当額のうち本件相続人らの共有に係る不動産に割り付けられた金額を求めた上、同不動産に係る原告らの持分割合をそれぞれ乗じて算出した金額である。甲5、乙4、弁論の全趣旨）。

2 争点

本件の争点は、被告が前記1（4）のとおり滞納処分によって差押財産の売却代金等の配当を受けたことが「法律上の原因」を欠くか否かであり、具体的には、本件各申告が、錯誤により無効といえるか否かである。

3 争点に関する当事者の主張

（原告らの主張）

- (1) Bの帳簿上、Aの死亡時点において、同人はBに対して12億1981万3781円の貸付金（本件貸付金）を有するとされていた。しかし、これは、AがBの売上げを自身の預金口座で管理し、これをBに貸し付けるという形で帳簿処理されていたにすぎず、本件貸付金に係る金員はもともとBに帰属するも

のであるから、AはBに対する本件貸付金を有していなかった。

原告らは、上記のことを知っていたものの、国税局に勤務した経験もある税理士から、決算書に記載されている以上は本件貸付金の不存在を主張する手段はないと説明されたため、その旨誤解して確定申告をした。

- (2) よって、本件各申告は錯誤により無効であり、これを前提とした滞納処分も無効であるから、被告が差押財産の売却代金等の配当を受けたことは「法律上の原因」を欠く。

(被告の主張)

- (1) 原告らは、本件各申告が錯誤に基づくものであると主張するが、錯誤とは、表示から推断される意思と真意が一致しない意思表示であって、その不一致を表意者自身が知らないものをいうところ、原告らは、本件貸付金が真実には存在しないことを知りながら本件各申告をしたというのであるから、上記のような不一致は存在しない。

よって、原告らの主張はその前提を欠く。

- (2) そもそも、申告納税方式に係る国税については、納税義務者は自由な意思に基づき申告内容を確認した上で申告しているのであるから、納税申告書に記載された課税要件の存否については、法定の手続である更正の請求によらなければ直ちに納税申告の効力に影響を及ぼすことはなく、そうした手続を経ずにいったん確定した税額等を変更することは原則として許されない。

納税申告に錯誤があり、それが客観的に明白かつ重大であって、法が定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、例外的に法定の手続によらずに過誤の是正が認められる余地もあるが、本件ではそのような特段の事情は認められない。

- (3) よって本件各申告は有効であり、これを前提とする滞納処分も有効であるから、被告が差押財産の売却代金等の配当を受けたことには「法律上の原因」がある。

第3 争点に対する判断

1 相続税法は、相続又は遺贈により財産を取得した者に対し、一定の要件の下、課税価格、相続税額等を記載した申告書を税務署長に提出する義務を課しており（同法27条1項）、原則として、これによって相続税額を確定させる申告納税方式（国税通則法16条1項1号、同条2項1号）を採用している。

そして、このような申告納税方式に係る国税については、納税申告書を提出した者は、当該納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき等には、原則として、法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る税額等を更正すべき旨を請求することができることと定められている（国税通則法23条1項）。

国税通則法がこのように納税申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けているのは、申告納税方式に係る国税の課税標準等の決定については、最もその事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限るとすることが、租税債務を早期に確定させるという国家財政上の要請に応じつつ、納税義務者に対して過大な不利益を強いることにもならない点で適当と認められたと解される。

そうすると、納税申告書の記載内容の過誤の是正については、原則として更正の請求によるべきであり、これによらずに記載内容の錯誤を主張することが許されるのは、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求以外にその是正を許さないとすると納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に限られるというべきである（最高裁判所昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

2 これを本件においてみるのに、原告らは、本件貸付金の不存在を知りながら、これを是正する手段はないと誤信して本件各申告をしたというのであり、この

ような誤信は法の不知に起因するものであるから、更正の請求以外の是正を認めなければならないほどの重大な錯誤とはいいい難い。そして、原告らは、本件貸付金の不存在等を理由とする更正の請求をしていない（原告らが平成19年9月4日にした更正の請求は別の理由を主張してされたものであり、その主張が全部入れられて減額更正を受けていることは、前記前提事実（第2の1（3））のとおりである。）。

原告らは、国税局での勤務経験のある税理士から、本件貸付金の不存在を主張する手段はないと説明されたため、上記のとおり誤信したと主張するが、税理士に相談した結果誤った説明を受けたことを理由に更正の請求以外の方法による申告の是正が認められるとなると、租税債務を早期に確定させるという法の趣旨に反する結果となることは明らかであるから、それだけでは上記1の「特段の事情」には該当しないと解するのが相当であり、このことは、当該税理士がどのような勤務経験を有するかによって異なるところはないというべきである。

そして、その他、更正の請求以外の是正を許さなければ原告らの利益を著しく害すると認められるほどの事情は見受けられない。

3 したがって、本件各申告が錯誤により無効であるとの原告らの主張には理由がなく、被告が前記前提事実（第2の1）（4）のとおり滞納処分によって差押財産の売却代金等の配当を受けたことには「法律上の原因」があるというべきである。

4 以上の次第であり、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉田徹

裁判官 小林康彦

裁判官

金森陽介